

令和4年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

令和4年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月9日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	8
谷田みさお議員	8
1 新型コロナウイルス感染症対策について	
2 物価高・地域経済対策について	
3 井手町定住促進奨学金返還支援金制度について	
脇本尚憲議員	18
1 本町の小・中学校における教育環境整備の取組	
2 多賀地区町営住宅建替工事の進捗状況	
岡田久雄議員	23
1 ひきこもりに対する支援体制の整備について	
2 3歳児健診での屈折検査機器「フォトスクリーナー」の導入 について	
田中保美議員	28
1 本町と京都産業大学との連携について	
2 公園の遊具等の安全管理と健康づくりについて	
奥田俊夫議員	32
1 自動水栓の設置について	
木村武壽議員	35
1 新庁舎移転後の現庁舎の活用について	
鎌田隆宏議員	36

1	城陽市や白坂テクノパークとの防災連携について	
2	農業従事者の肥料価格高騰に対する支援及び有害鳥獣被害への対策について	
小割直彦議員	……………	3 9
1	玉川堤周辺の整備について	
議案第47号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	4 2
議案第51号	令和4年度井手町一般会計補正予算（第4回）……………	4 8
議案第52号	令和4年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	6 3
議案第53号	令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）……………	6 5
議案第54号	令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）……………	6 7
議案第55号	令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）……………	6 8
議案第56号	令和4年度井手町多賀財産区特別会計補正予算（第1回）……………	7 0
議案第57号	井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件……………	7 2
散会	……………	7 3
署名議員	……………	7 4

第 2 号（12月16日）

応招・不応招議員	……………	7 5
出席・欠席議員	……………	7 5
出席事務局職員	……………	7 5
出席説明員	……………	7 5
議事日程	……………	7 7
開会	……………	7 8
会議録署名議員の指名	……………	7 8
報告第11号	専決処分の報告について……………	7 8
議案第46号	井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件……………	7 9

議案第 4 8 号	井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の 件……………	8 1
議案第 4 9 号	井手町地区計画区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	8 3
議案第 5 0 号	京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	8 5
議案第 5 8 号	工事請負契約について同意を求める件……………	8 7
議案第 5 9 号	工事請負契約変更について同意を求める件……………	8 9
議案第 6 0 号	工事請負契約変更について同意を求める件……………	9 2
議案第 6 1 号	財産取得について同意を求める件……………	9 4
議案第 6 2 号	財産取得について同意を求める件……………	9 6
発議第 7 号	G I G A スクール構想による一人 1 台端末や通信環 境の整備・維持、I C T を活用した教育の振興のた めの恒常的な国の支援策の創設に関する意見書……………	9 8
閉会中の継続調査の申出について……………		1 0 1
閉会……………		1 0 2
署名議員……………		1 0 3

第 1 号（令和 4 年 1 2 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和4年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年12月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年12月9日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年12月9日午後 3時01分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	鎌田	隆宏	5番	脇本	尚憲
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	林田	夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
同和・人権政策課長 西島 豊広

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
保健センター所長・ 畑中 博之
地域包括支援センター所長兼務
上 下 水 道 課 長 仁木 崇
社 会 教 育 課 長 ・ 中坊 玲子
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和4年12月9日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第51号 令和4年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第7 議案第52号 令和4年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第8 議案第53号 令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）
- 第9 議案第54号 令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算
（第2回）
- 第10 議案第55号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
回）
- 第11 議案第56号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第57号 井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和4年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会
議を開きます。

本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につつま
して慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお
願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、鎌田隆宏
議員、5番、脇本尚憲議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月23日までの15日間に
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12
月23日までの15日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正の件4件、規約
の変更1件、令和4年度補正予算6件、同意案件1件、工事請負契約の同意
案件1件、合計13件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にお
かれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠
にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して
いるところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられまし

た方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国や京都府から発表されている感染者数は10月下旬以降、増加傾向にあり、感染拡大が強まっている状況であります。国からはこの間、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、オミクロン株対応ワクチンの接種をできる限り年内に完了するように示されてきたところであり、本町におきましては10月15日から集団接種を開始し、12月4日時点でオミクロン株対応ワクチンを接種された方は約3,100人で、接種率は全人口の42.9%となっております。前回接種から3か月を経過し、12月中旬までに接種可能な方で年内の接種を希望されている方につきましては、年明けまで待ついただくことなく接種を完了する予定であります。これに加えて、新たに対象となった6か月から4歳の乳幼児接種も、11月24日から保健センターにおいて集団接種を始めております。

また、感染された方に対しましては、相談対応や食料品等の支援を必要とされるご家庭に対する支援も継続しており、現在まで累計で92世帯、173人分の物資をご自宅にお届けしております。

今後、年末年始を迎える中、さらなる感染拡大が危惧されるところでありますが、住民の方に対する検査対応や医療の提供が適切に行えるよう、国や京都府と連携して対応するとともに、療養が必要となった方に対する食料支援等やワクチン接種を希望される方への対応など住民の方が安心して過ごしていただけるよう、引き続き、きめ細やかな取組を進めてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第46号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件ほか、12件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第46号から議案第49号までの4件は、いずれも条例の一部改正であります。

議案第46号は、コンビニ交付サービスの実施に伴い、コンビニでの発行手数料を免除する規定を除外するための一部改正であります。

議案第47号は、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第48号は、コンビニ交付サービスの実施に伴い、コンビニで住民票

及び印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするための一部改正であります。

議案第49号は、山城多賀駅西側地区の地区計画策定に伴う条例の一部改正であります。

議案第50号は、市町村職員退職手当組合の規約を変更しようとするものであります。

議案第51号は、令和4年度一般会計の補正でありまして、補正総額3億6,646万9,000円の増で、補正後の一般会計予算は87億4,349万8,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、今回の給与条例等の一部改正などにより人件費を836万1,000円減額するほか、電気料金の高騰を受けて不足が見込まれることから財産管理費に117万円、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に100万円、まちづくり協議会が実施される事業の補助に45万円、ふるさと応援基金に83万6,000円それぞれ計上いたしますとともに、来年度執行予定の京都府議会議員一般選挙に254万2,000円計上いたしております。また、山吹ふれあいセンター移転補償費を活用することにより、将来にわたる町政の健全な運営に役立てるため、井手町減債基金への積立てに3億1,300万円計上いたしております。

次に民生関係では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰への緊急対策として、町内の介護サービスや障がい福祉サービス事業所に対して、各サービスの安定的な体制を確保するため給付金を支給する福祉サービス事業所原油等価格高騰対策支援給付金に360万円、井手町社会福祉協議会が実施する高齢者移動支援実証運行に関する補助に35万円、高校生までの子育て世帯の生活を支援するための井手町子育て世帯応援給付金に1,384万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、保育士の不足により派遣職員で対応するための保育園運営費に308万6,000円計上いたしております。

次に衛生関係では、安心して出産・子育てができるよう環境整備を行うための出産・子育て相談・応援支援金に525万円計上いたしております。

次に農林関係では、高騰する肥料の影響を受けている町内の農業者の負担軽減を図るため給付金を支給する肥料高騰対策支援給付金に167万5,000円計上いたしております。

次に商工関係では、エネルギー価格高騰の影響を受けた中小企業に対して給付金を支給する中小企業等エネルギー価格高騰対策支援給付金に2,110万円計上いたしております。

次に教育関係では、電気料金の高騰を受けて小・中学校等で需用費の不足が見込まれるため、603万円を計上いたしますとともに、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催する事業の補助に34万3,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国庫支出金3,042万円、府支出金623万円、財産収入3億1,300万円、寄附金83万6,000円、繰越金1,518万3,000円、町債80万円計上いたしております。

議案第52号から議案第56号までの5件は、いずれも令和4年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第57号は、任期満了に伴う多賀財産区管理委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第58号は、合藪ポンプ場設備更新工事の予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、新庁舎や山吹ふれあいセンターの備品購入に係る財産取得契約及び建設工事請負変更契約をそれぞれ締結するに当たり、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から9月、10月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上下水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

岸田首相は、この5日の日に、今後5年間の軍事費を総額約43兆円にするよう関係閣僚に指示をしました。これが実行されれば、今年度補正を含めて6兆円弱の軍事費が毎年5,000億から1兆円ほど増やすことになり、27年度には関連の公共インフラ整備費なども含めると、年間11兆円を超える規模になる途方もない大軍拡計画です。しかも、軍事軍拡財源として幅広い税目による国民負担が必要として、国民への大增税を視野に入れていることも重大です。侵略戦争のために国民生活を破綻に追い込んだ歴史を再現させてはならないという決意を申し上げまして、質問に入ります。

1番目に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

11月に入り、新型コロナウイルスの感染拡大が第8波に入っていると見られます。本町での感染状況を伺います。

9月議会での答弁以降の年代別感染者数の推移とその特徴は。

重症者は出ていませんか。

自宅療養者等への食料や日用品支援の状況はどうなっていますか。

国は3回目以降のオミクロン株対応のワクチン接種を年内に済ませることを推奨していますが、本町でのオミクロン株対応ワクチンの接種状況はどうなっていますか。

愛知県で接種直後に女性が亡くなるという例が出てしまいました。東京でも出ているようであります。集団接種会場でアナフィラキシーが疑われる場合、ちゅうちょなく即座にアドレナリン注射が行えるよう、改めて手順の確認などを行うべきですが、対応していますか。

感染拡大期に入り、感染の不安がある場合に、検査で陰性を確認した上で安心して仕事や旅行、趣味の集まりなど日常生活を送りたいと願うのが当然ですが、府内186か所で実施されている無症状者の無料検査を本町内では

受けられるところがありません。京田辺市でも、城陽市でも、木津川市でも、宇治田原町でも、人口規模の本町より小さい和束町でも、自治体内で感染拡大傾向時の一般検査事業として無料検査が受けられます。本町では新型コロナ発生初期に感染が広がったトラウマから、現在も団体行動に慎重な意見が多くなっています。今後も町内で住民が様々な活動に参加しやすいように、また医療機関への負担を減らすためにも、京都府と協力し、町内で無料検査が受けられる体制を整えるべきではないか、伺います。

2点目に、物価高・地域経済対策についてです。

政府は新たな経済対策として、10月末、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を打ち出しました。これは39兆円という莫大な財政支出の割には、総合的とはとても言えない、場当たりの、対症的、個別的なものにとどまっています。施策が将来に向かってどういうプラスを生むのか説明が不十分で、財源にも全く触れられておりません。

国がやるべきなのは、消費税減税や後期高齢者の医療費の窓口2割負担の撤回というように、総合的で国民が物価高の中でも励まされ、安心感と希望が湧くような施策であります。あとはお金は出すが、具体的な施策は地方の実情に合わせて自治体が選べるようにするべきです。

本町でも、これまで上水道の基本料金とメーター使用料の免除を半年間行うと決めて実施中ですが、半年間で1世帯、僅か3,762円から4,140円ぐらいにすぎず、あまりにも規模が小さいです。下水道の基本料金の免除も併せて行って、期間を延長してはどうでしょうか。

国の行っているガソリン代補助は、車に乗らない人には恩恵がありません。灯油にも政府は補助を行っていますが、それでも9月の消費者物価指数で灯油は18.4%も値上がりしており、冬に向かい需要が増す中、灯油購入クーポン配布などが必要ではありませんか。

国は今後値上げが予想される電気・都市ガスについての補助を検討していますが、本町で圧倒的多数の家庭が使用しているLPガスについては考えておりません。これには町が対応するべきではありませんか。

小・中学生を含めて女性への生理用品の支給、町内在住の学生への昼食代や通学費の支援、子どものインフルエンザワクチン接種の無料化、国保税の子どもの均等割軽減の拡充など、町だからこそできるきめ細かい生活防衛対策は幾らでもございます。井手町は何を行うのか伺います。

3点目に井手町定住促進奨学金返還支援制度について伺います。

どのような制度になっていますか。

年齢制限や登録人数の制限はありますか。

昨年度・今年度に申請した人、現在登録している人は何人で、男女別や、もともとの住民か移住者かなどの特徴はどうなっていますか。

大学等の新規卒業予定者を対象としていますが、本町住民以外の卒業予定者にどのようにして制度を知らせていますか。

既卒者で奨学金を返還中の人にも対象を広げてはいかがでしょうか、伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。9月議会以降、本町での感染状況につきましては、9月26日以降は全国共通で医療機関からの全数届出の見直しが行われ、市町村単位での感染者数の把握は行われておりません。9月議会でお答えいたしました9月9日時点以降の全数届出期間における感染者数は合計54人で、年代別内訳は10歳未満が2人、10代が8人、20代が9人、30代が7人、40代が11人、50代が11人、60歳から64歳が3人、65歳以上が3人で、40代から50代を中心に各世代で感染者の発生が見られるところであります。なお、公表されている京都府全体の感染者数としては10月下旬以降、増加傾向にあります。

自宅療養者等への食料品等の支援につきましては、全数届出の変更後も3世帯10人分の食料品等を配布し、これまでに92世帯173人分の支援を行ってきたところであります。

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種状況につきましては、12月4日時点で約3,100人の方に接種しており、接種率は全人口の42.9%で、前回接種から3か月を経過し12月中旬までに接種可能な方で、年内の接種を希望された方につきましては、年内に接種を完了する予定であります。

集団接種会場におけるアナフィラキシー対応につきましては、医師の診断

により即座にアドレナリン注射が行えるよう、昨年の集団接種開始時から当該注射薬の配備と救護対応の看護師を配置するとともに、救急搬送が必要な場合に速やかな対応ができるよう、消防署と連携を図り、接種会場に救急車を配備いただいているところであります。また、愛知県での事例発生後は、医師と看護師に対し、毎回、接種開始前に当該事例を踏まえた対応についても確認を行っているところであります。

次に、京都府が行っている感染拡大傾向時の一般検査事業による無料検査につきましても、事業者が京都府に登録を行い検査費用等の補助を受けるものでありますが、既に事業者の登録受付を終了していると聞いているところであります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） 2点目の物価高・地域経済対策についてであります。本町において、これまでからコロナ禍において、原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、本町の実情を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に加え一般財源も充当し、緊急対策として、保護者に負担を求めることなく、保育園、小・中学校の給食の質を維持するための支援や、地域経済の活性化と生活者支援を図るためのプレミアム付き商品券の発行部数の拡充、水道使用料の基本使用料及び水道メーター使用料6か月分の全額減免を本年6月議会の一般会計補正予算に計上し、現在、実施しているところであります。

また、今回、内閣府において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、さらなる重点支援が可能となったことから、エネルギーや物価等の高騰による影響を受けやすい子育て世帯や介護・障がい福祉サービス事業所、町内の中小企業等に対して、一般財源も充当し幅広く支援することとし、本定例会に必要な予算を計上しております。

具体的には、高校生までの子育て世帯に対して、子ども1人1万5,000円を支援する井手町子育て世帯応援給付金をはじめ、町内の介護サービスや障がい福祉サービス事業所に対して、物価高騰等により前年度と比較して影響を受けた電気・ガス料金の11か月分の2分の1を支給する福祉サービ

ス事業所原油等価格高騰対策支援給付金や町内の中小企業等に対して、法人10万円、個人5万円の給付金を支給する中小企業等エネルギー価格高騰対策支援給付金、また、町内の農業者に対して、国の肥料コスト上昇分を助成する制度を活用し、さらなる負担軽減を図るため、国の上昇分の助成の7割を除いた3割の2分の1を上乗せ助成する肥料高騰対策支援給付金をご可決いただければ、早期に実施したいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 3点目の井手町定住促進奨学金返還支援金制度についてであります。本制度は井手町への定住を促進するため、大学等を卒業後に就業し、5年以上本町に定住する方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還に対する支援金を年間返還額の2分の1、8万6,000円を上限に、5年間で最大43万円を交付するものであります。

なお、登録する各年度中に卒業する者を対象としており、年齢や登録人数の制限は設けておりません。

次に申請状況につきましては、昨年度に大学等を卒業し就業され、登録をされた方は、男性1人、女性2人の計3人で、全ての方が本町の在住者であります。

今年度につきましては、募集期間が令和5年2月28日までとなっており、現時点で本町在住の女性1人の方から登録の申請を頂いているところであります。

次に制度の周知方法につきましては、「広報いで」や町ホームページへの制度概要の掲載をはじめ、町内在住の学生や町外に下宿する学生の保護者への周知を図るため、制度案内チラシを各戸配布するとともに、町外在住の学生に向けては、京都府内42の大学や専修学校、町内や近隣の企業等へも送付するなどして制度の周知に努めているところであります。

なお、当該制度は国の制度である、奨学金を活用した若者の地方定着促進事業を活用して実施しており、国の対象要件は地方からの人口流出抑制を図るという観点から新卒の学生としているものであり、既卒者への対象拡大については考えておりません。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず新型コロナウイルス感染症の件ですが、全数届出というのが変更をされてつかみにくい、実際の感染者数が町内の方はどれだけいるかというのは分からないということかもしれないんですが、それでは対応をどうやって町内で進めていこうかというのは本当に困ると思うんです。だから、京都府にももちろんお願いをして国にも上げてほしいと思うわけですが、何らかの方法で町内での感染状況はつかめるようにしないと、何を町として取り組んでいったらいいのかというのが本当に困るんじゃないかと。今、自宅療養者への支援の分で、その後も3件、プラス3人ですか、3件ですか、プラスがあったということなんですが、それは自ら申し出てこられた方だけということですか。以前だったら陽性者の分は府から通知があったわけですね。それが一切ないということなんでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。

それと、オミクロン対応のワクチン接種の人数をもう一度お願いします。

それと、検査ですけど、PCR検査でも抗原検査でもいろいろあると思うんですけども、府のホームページを見ますと府内186か所というのは徐々に増えていって、私が確認したときでその数だったんですけども、パッケージとして、旅行等に行くためのワクチンパッケージという制度での検査は終了しているということだけれども、この感染症拡大傾向時の一般検査事業というものは、私が確認したときでも数が増えていっているわけですね。それも登録が終了したとおっしゃっているんでしょうか。今こそ感染拡大傾向時じゃないですか。それこそ増やしてくれと府の方に要望をしてもらいたいなと思います。事業者が自ら登録しないととおっしゃいますけども、和束町なんかでは保健センターでやっておられるわけです。事業者が自分で町内の薬局でやるとかという形ではないわけですし、本町でも薬局は何軒かありますし、それ以外に、例えば町の保健センターでやるということだってできるんじゃないかと思うんですが、そういう事業者待ちじゃなくて、こちらからやりたいというようなことは、町としては申し出ることはできないのか。その辺は教えていただきたいと思います。

それから二つ目に物価高対策ですけども、いろいろやっているということをおっしゃるんですけども、水道料金の免除の件ですけども、本町はそもそも3トン分しか基本料金を設定していませんから、安いんですよ。

一般家庭であれば13ミリか20ミリ、ほとんどそうですから、一般家庭であれば6か月分でも3,762円から4,140円と。これは非常に規模が小さいと思うわけです。事業者の方だったらもっと大きな規模で補助になっているところもあるかもしれませんが、これは半年で打ち切らずにもちろん継続していただきたいし、あまりにも規模が小さいから下水道も併せてというふうに思うわけです。下水道の方は必ずしも全世帯が接続できていないということはありますけれども、ほぼ接続できているわけで、これが広く住民に補助が行き渡る一番簡単でやりやすい方法なのではないかというふうに思いますので、これを検討されなかったのか。よその自治体でも継続したりされているところがありますし、この検討はどうなっているのか、お願いいたします。

それと、LPガスについての補助ですけれども、国はLPガスについても間接的に事業者に補助はしているとおっしゃるんですけども、直接住民の方に還元ってないわけです。ニュースで都市ガスは補助があるって繰り返しやられるわけです。私たちはLPガスなのに何で補助をしてもらえないのかという声があるわけです。これこそやっぱり地方で取り組むべきことなんじゃないかなと。報道を見ていると、和東町ではLPガスの支払いに使えるクーポンを配布するというのも出ておりました。そういう地域に合わせたやり方があると思うので、なぜLPガスについては補助をできないのかお尋ねをいたします。

三つ目に定住促進の奨学金ですけれども、町内の方しかやっぱり応募がないということなんですね。この制度を生かして定住促進をしようということであれば、町外にもっと広く知ってもらわないといけないと思うんです。学生支援機構のホームページにも一応一覧は出ているんです。国の制度でこういうことやっている自治体はこれこれですよって、北海道から九州までの一覧は出ております。井手町ももちろん書いてあります。しかし、そこに目を留めてもらうというのは非常に大変なわけですね。各大学、府内だけでも42ある。城陽市にお聞きしたら、近畿一円で学生支援機構の奨学金利用者の多い大学等を選んでチラシを送っているということをおっしゃっていましたけれども、城陽市は平均しますと40人から50人ぐらいの申込みがあるそうなんです。宇治も同じ時期から始められて、宇治市は既卒者対応なんです。ちょっと制度が違うのかもしれませんが、学生支援機構の一覧には宇治や城

陽と並んで井手町も出ていますので、それを見て選ばれるかなというふうに思うんです。

もし大学等に案内を送るなら、井手町という町はこういう町ですよという案内も一緒に送らないと、制度だけでは井手町を選んでもらえない。知っておられないと思うんです。井手町という名称も幾ら府内とはいえ、他から来ておられる、府外から来ておられる学生も多いでしょうし、町の名前をまず知ってもらおうということで、町のホームページなんかも充実させたりすることも必要だけれども、実際案内を送るなら町の概要をお知らせしたり、住むところがあるのか、買物などはできるのか、どういう利便性があるのかや交通の便など、そういうことも含めてお知らせしないと、まずは選んでもらえない。何の案内を送っておられるんでしょうか。制度のお知らせだけなんですか、お伺いします。

いい制度だとは思いますが、今のままでは本当にほんの一部の方だけの制度にとどまってしまうので、やはりこれを宇治市でできているんだから、年齢制限をつけても既卒の方まで広げるというふうにして、もう少し幅広く応募できるようにしたらどうかと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） まず、全数届出の変更後につきまして京都府から情報提供がありますものは、65歳以上の方、あと、重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与等が必要な方、妊婦が対象になっておりますので、今まで全数届出廃止後は、10月が13人、11月が16人、12月は昨日までに6人、京都府から情報提供を頂いておりまして、いずれも支援物資等の関係につきまして相談対応を、こちらの方から従来どおり電話をさせていただいてしているところでございます。

それ以外の方につきましては、関連の医療機関の方に、町でこういう相談対応、もしくは濃厚接触者の方への支援等があるというチラシを、京都府のチラシと併せて配布していただいておりますので、そちらの方から電話が入ってくるということになっております。

コロナのオミクロン株対応ワクチンの数ですけれども、約3,100人でござ

ございます。

あと、検査機関のことでございますけれども、まず聞いておりますと、登録につきましては何回か登録があったようでございますけれども、今はどちらも登録自体は終了しているというふう聞いております。

検査できる場所でございますけれども、医療機関や調剤薬局等の場所ということで限られておりますので、先ほど申された和束町は、保健センターではなくて国保診療所の方がされているというふうにお伺いしております。

私どもの方としましては新型コロナウイルスの感染症の検査につきましては、感染拡大によって医療機関が逼迫して、症状等があるにもかかわらず診察や検査が受けられない、そういう事態が生じることが最も危惧されるところでございますけれども、現在、京都府においては新型コロナウイルス抗原定性検査キット配布事業として、医療機関において6歳から64歳以下の軽症の方について、外来受診前に検査キットを配布して、ご自身で検査できるよう対応するとともに、医師の判断で無症状の濃厚接触者に対しても検査キットを配布していただいているというところでございます。

本町としましては、住民の方が今後も必要な医療や検査が受けられるよう、京都府と連携して対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） 私の方からは、水道の基本料金、それから下水道の基本料金について期間を延伸しては、または新設してはというご質問でございます。

まず水道料金の延伸につきましては、この財源に使われております交付金につきましては、今年度内執行というのが原則になっておりまして、それを最大限活用できるように半年分というような形で減免措置をさせていただいたというところでございます。

あと、下水道につきましては、今現在、下水道の加入率が約7割程度でございまして、3割の方はそれに当たらない。それから、先ほど申し上げましたように年度内執行という形ですので、今からそれをやったとしても、1か月もしくは2か月というような対応になりますので、そういう形であれば支援策としては影が少し薄いのかなというふうなことで、今回はやっておらないということでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) LPガスの補助についてでございますが、先ほどお答えさせていただいたとおり、エネルギーや物価等の高騰による影響を受けやすい子育て世帯や介護・障がい福祉サービス事業所、町内の中小企業、農業者に対して幅広く支援するため、限られた今回の交付金3,030万円に約1,000万円の町の一般財源も加えて実施を予定しておりますので、議員ご指摘のものについては現在のところ考えておりません。

なお、本町におきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策を活用し、6月補正予算において住民の生活全般の支援、家計の負担軽減を図るため、LPガスの価格高騰にも対応できるプレミアム商品券の発行拡充のための経費を計上し、実施しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 奨学金の支援金関係でございます。

制度の案内につきましては、チラシ、カラー版でございまして、両面刷りのチラシを大学の方に配布しております。なお、このチラシの中では、町ホームページのQRコードを掲載してございまして、学生の方もそれを読み取っていただければ井手町のホームページにすぐつながるような形で、町の周知も図っているところでございます。

制度の拡充につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本町では国の制度を活用して実施しておりますことから、拡充については考えておりません。

以上でございます。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 3回目です。谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今、水道や下水道の補助を考えると交付金が年度内執行だからできないと言われて、今回いろいろ幾つかの対策をされるわけですが、それは国の交付金の3,000万円に一般財源も加えてやると言っておられるわけですから、別に上水道や下水道の補助も一般財源を加えて

やることもできるわけです。だから、どれを優先するかということでしょう。いろいろ農業も、事業をされている人も、介護や障がい者の施設も、子育て世帯もって、できるだけ網羅しようとしておられることは分かるんです。だけど、やっぱりどれにも当たらない人もおられるわけです。そういう人たちも、電気代が高いなど、灯油が高いなど、ガス代が高いなどというのでなかなか厳しいわけです。そうすれば、どなたにも行き渡るといえるのは、一番いいのは水道かなというふうに思うんですけども、下水道だって7割あったらかなり網羅できると思うんです。そこは、あまりにもこれまでの額が少ないですから、もう少し水道や下水道にということに加えてもらったらどうかというふうに意見を述べて終わります。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 5番、脇本尚憲です。通告に基づき、私から2点質問をさせていただきます。

大きく1番。本町の小・中学校における教育環境の取組。

今日の急速なグローバル化、高度情報化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、義務教育を担う立場にある小・中学校の教育環境も複雑・多様化しています。

令和4年8月に井手町教育委員会から報告を受けた「令和3年度の教育に関する事務の点検及び評価報告書」では、教育委員会の活動状況のほか、学校教育・社会教育におけるそれぞれの事業に対する点検・評価結果が報告されていますが、その中でも学校教育における評価項目は33項目あり、学力の基礎・基本の定着から道徳教育の充実、いじめ防止対策や人権尊重など、多岐にわたる実施事業に対し、学識経験者の意見を踏まえて、その成果や課題をより具体的に確認することができました。

義務教育とは、国民として必要な基礎学力やルールを身につけさせる過程であり、人間形成に大変重要な期間だと考えます。

保護者の立場になり、自分が児童・生徒だった頃と比較してみても、本町の小・中学校における学力や学習環境は格段に向上していると感じています。

しかしながら、小学校や中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の行動につながっていく事態、いわゆる

「中1ギャップ」と呼ばれる問題が教育現場で起こり、そのことに不安を感じる子どもや保護者がおられると耳にします。

そこで質問します。

1、井手町授業方程式の取組内容と、その成果は。

2、本町における小・中学校連携の取組状況と、「中1ギャップ」に対する対策は。

3、中学校における学力向上の取組と、その成果は。

4、教育環境の整備という点で、本町が現在行っている保護者への経済的負担軽減のための取組は。

大きく2番。多賀地区町営住宅建替工事の進捗状況。

多賀地区で建て替えが進められている町営住宅。建替工事が進むにつれ住民の皆さんの関心も高くなっています。

一般的に公営住宅とは、低所得者等の生活困窮者に対して、適切な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するためのものであり、様々な環境の下で生活されている方々の受皿として大変有意義なものであると考えています。

過去の一般質問や前回の予算特別委員会でも、町営住宅の概要についての質問に対し、鉄筋コンクリート造2階建て、1階は高齢者向けの段差を解消したバリアフリー設計、2階はファミリー向けの設計で、12戸の部屋を整備するとの回答がありました。

なお、入居要件については、今後、府営住宅の対応を参考にしながら、具体的な内容について検討を進めるとのことでしたが、町営住宅への入居者選考の過程においては公平性が求められると思います。

そこで質問します。

1、建替工事について、工期を含め変更になった点はあるのか。

2、入居者選考委員会の設置の有無は。設置を行う場合、委員の構成や会議の内容は。

3、現時点で説明できる入居要件等はあるのか。

4、入居費用や家賃について、どの程度の金額を想定しているのか。

5、入居選考までの日程は。

6、入居要件や選考日程などの周知方法は。

よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 脇本議員のご質問にお答えします。

1点目の本町の小・中学校における教育環境整備の取組についてであります。一つ目の井手町授業方程式の取組内容と、その成果につきましては、授業の導入において、授業の目当てと1時間の授業の流れを提示することで、その授業の見通しを持たせ、次に展開において個人、グループなど学習の形態や実験、1人1台端末の使用など活動の形態を工夫することで、活動時間を増やしたり理解度を高めております。授業の終わりには、まとめとして振り返りを行い、学力の定着と深化を図っております。

これを井手町授業方程式と定め、全ての教員が実践するとともに、合同授業研究会などで授業力の向上に努めております。

児童・生徒は、教科や年度が変わっても、全ての教員が同一のパターンで授業を行うので、安心して学習することができております。

二つ目の本町における小・中学校連携の取組状況と「中1ギャップ」に対する対策につきましては、小・中学校連携の取組の中心となるのはジョイント・アップ推進事業であります。

小・中学校が協働し、9年間を見通した確かな学力の育成を図るため、小・中学校合同の授業研究会や専門部会として、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指した個別支援、指導スキルの交流と向上、カリキュラム連携などを目指した授業改善、そして、よりよい学習集団の育成と仲間づくりを推進する児童会生徒会合同会議などの研究に取り組んでおります。

また、これらの取組により教員の連携強化につながっております。

「中1ギャップ」を起こさないために、小学校6年生時には、中学校生活の具体的なイメージが持てるように中学校の授業体験や部活動体験を実施しております。また、現在、泉ヶ丘中学校の教員が小学校高学年の音楽と英語の授業を行っております。小学校時代に指導を受けた教員が中学校に在ることによって、入学時から安心して登校することができております。

このように、小学校と中学校が連携して取り組むことで、「中1ギャップ」を起こさない状況をつくることはできております。

三つ目の中学校における学力向上の取組と、その成果につきましては、授

業の改善はもとより、月6テストの取組として、1週間を一つのスパンで、授業で学んだ内容について毎週宿題を出して月曜日に小テストを行い、正しく回答ができなかったところは補習などを実施しております。

また、全国学力・学習状況調査や京都府学力診断テスト、学校での定期テストごとに成果と課題を教科・学年ごとに分析し、授業などに生かしております。特に支援が必要な生徒につきましては、個別の支援計画を作成し、支援を行い、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指した取組を進めております。

これらの取組により、家庭学習の習慣や目標に向かって努力することなど、学習を中心とした生活スタイルが定着してきております。また、教員の授業力向上への意識も高まり、教科指導のスキルアップにもつながっております。そして、各種学力テストにつきましては、年度によってばらつきはありますが、全国や府平均と同程度の結果となっております。

また、英検・数検チャレンジ推進事業におきましては、より高い学力への意欲が向上しており、高校レベルの級を取得する生徒も増えてきております。

四つ目の教育環境の整備という点で、本町が現在行っている保護者の経済的負担軽減のための取組につきましては、18歳までの医療費の無償化をはじめ、学校給食費の無償化、食物アレルギー対策の専用調理室を設けての除去食や代替食の提供、入学支度金や通学援助費、修学旅行援助費、部活動における各種大会や練習試合等の派遣費用の支給、英語検定、算数・数学検定の受験料の全額補助などを行っております。

このたび、さらなる保護者の経済的負担軽減を図るため、小学校に入学する児童へランリュックの支給を行うべく、債務負担行為の補正予算を本議会に提案させていただいているところであります。

今後とも、小・中学校が連携した取組や各種の事業を推進しながら、全ての児童・生徒の学力向上と希望進路の実現に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 2点目の多賀地区町営住宅建替工事の進捗状況についてであります。一つ目の建替工事の変更点につきましては、現在、工事はおおむね計画どおり進捗しており、来年3月の工期も含めて、現時点で大きな

変更点はございません。

二つ目の入居者選考につきましては、現在7名の選考委員で構成されております井手町営住宅等入居者選考委員会に、今回、新たに3名の方を選考委員に委嘱し、これまでどおり住宅困窮や生活困窮の状況など、様々な実情について確認、勘案して審議していただくこととしております。

三つ目の入居要件につきましては、全ての井手町営住宅の入居要件となるものとしては、現に住宅に困窮していることが明らかな方、申込み時の3か月以前から継続して井手町内で居住し住所がある方、入居しようとする世帯員の収入合算額が公営住宅法の規定に定められた収入基準の範囲内であることなどであります。

四つ目の入居費用や家賃につきましては、公営住宅法に定める家賃制度に基づき、入居者の収入及び立地条件、規模、建設からの経過年数、その他の事項に応じ決定することになり、入居した後も入居者には、毎年、収入の申告をしていただき、それに基づき家賃が決定することになります。金額につきましては、収入等により幅はありますが、今回、新たに入居募集する方については、月額当たり約8,000円から約3万円程度となる見込みであり、入居時には敷金等が別途必要となります。

五つ目の入居者選考までの日程につきましては、現在、先ほど述べました井手町営住宅等入居者選考委員会で令和5年1月に公募要件等を審議していただいた上で、公募の手続きを行い、再度、選考委員会を開催し、令和5年3月を目途に入居者を決定する予定でございます。

六つ目の入居要件等の周知方法につきましては、「広報いで」、各戸配布でのお知らせ、町ホームページ、町内の広報板に掲示という形で周知を行うこととしております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 再質問で1件だけ質問をさせていただきます。

先ほどの多賀地区の町営住宅の件で、2番で聞きました入居選考委員会の人数ですが、7名から10名に増やされたということですが、これは今回の建替工事があるということなのか、今後も10名で入居選考委員会を行うのか、お答えください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 今回、多賀地区の町営住宅、現在の老朽化に伴う統廃合の案件でもあることから、地元状況に詳しい方を有識者として3名追加する予定でございます。7名から3名追加して10名で、今後も引き続いて審議の方をお願いすることとしております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

5番(脇本尚憲) ありがとうございます。それでは、最後に要望として1件お伝えしたいと思います。

教育環境整備についてですが、先日のNHKの特集でも、昨年度の小・中学生の不登校というのは24万人余りとなり、前の年と比較しても4万9,000人、約5万人近く増えていると、過去最多であるという報道がありました。文科省の方は、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の様々な制限が交友関係などに影響し、登校する意欲が湧きにくくなったのではないかと分析していますが、そんな中で名古屋での取組として、校内のスクールカウンセラーを充実させて生徒・児童の対応に当たるということで解消していると、そういう取組があるという紹介もされていました。

本町としましても他の自治体の取組などを参考に、本町の未来を担う子どもたちのさらなる学習環境の充実のために取り組んでいただきたいと思います。おります。

また、物価高騰など社会情勢の中、保護者への教育にかかる負担も増大しています。本町が今まで取り組んできた経済負担の軽減策につきましても、他の自治体と比較しても充実していると思います。もっと子育て世帯に周知できる仕組みをつくり、本町の魅力として発信していただき、本町で産み育てたいと思っていただける方が一人でも増えることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

8番(岡田久雄) 8番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問を行います。

まず初めに、ひきこもりに対する支援体制の整備について質問をします。

現役世代の未就労・ひきこもりの増加は、地域社会の大きな問題であるとともに、高齢化が進めば進むほど、それを支える家庭の負担は重くなり、その支援は難しくなってまいります。

厚生労働省では、ひきこもりを、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)と定義し、内閣府の調査において、その対象者は、15歳から39歳までで54万1,000人(平成27年12月調査)、40歳から64歳までで61万3,000人(平成30年12月調査)と推計されています。

また、最近では、ひきこもりの高齢化も進んでおり、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査によると、ひきこもりを始める年齢は横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあるとのことで、長引く不況によるリストラやコスト削減、コロナ禍による業績悪化などの影響により、中高年が退職した後、自宅に籠もることで、ひきこもりの長期化やそれに伴う高齢化に拍車をかけてしまっています。

問題は、ひきこもりの子どもを抱える親が既に高齢化しているのに、子どもが社会復帰できず、未就労の状況が続いた結果、経済的困窮に陥ってしまうことだと思います。

過去の一般質問でも、本町におけるひきこもりの実数把握についての質問が出ましたが、地域で就労できずに引き籠もっている人々の実態を調査し、その結果に対し、できるだけ早く具体的な支援体制を整備することが必要ではないかと考えます。

そこで次のことについて質問をします。

1、ひきこもりに対する支援については、各都道府県及び政令指定都市に専門的な相談窓口の設置が進められていると聞いていますが、京都府での状況はどうか。

2、市町村においても、京都府と連携を取りながら、居場所づくりや地域での働く場所の提供、相談窓口及び相談体制の整備、ネットワークづくりといった取組が必要だと考えますが、本町の考えは。

3、支援体制の整備に当たり、国や京都府からの財政支援はあるのか。

4、支援を行う相談担当者や家族の研修会等への参加も大変重要だと考えますが、そういった機会は現在あるのか。

次に、3歳児健診での屈折検査機器「フォトスクリーナーの導入」について質問をいたします。

弱視や斜視など目の異常を早期発見し、適切な治療につなげるため、3歳児健診での屈折検査機器「フォトスクリーナー」を導入する自治体が増えてきています。

本町でも、令和4年度当初予算に関連経費が計上され、機器が導入されたと聞いております。

人間の視力の発達は、生後1か月ぐらいから始まり、6歳頃（就学時）までにほぼ完成します。子どもたちの目の病気は、この視覚感受性の高い時期（特に3から4歳）に発見し、治療が開始されることが大切で、小さな子どもたちの視力検査は、問診や一般的なランドルト環（世界共通のCマークの記号）を用いて行われますが、正確に行うのは家庭でも病院でも難しいことが多いのが実情です。そのため、日本小児眼科学会では、従来の健診時の視力検査に加えて、「フォトスクリーナー」等を用いた屈折検査を推奨しています。

そこで次のことについて質問します。

1、本町が導入した機器の性能は主にどういったもので、どのような効果があるのか。また、その機器を使用して既に検査をされたのか。

2、近隣自治体における「フォトスクリーナー」の導入状況は。

3、厚生労働省は、既に令和4年度予算で母子保健対策強化事業として、市町村が機器を購入する場合、その導入経費の半分を補助する事業を開始していますが、本町ではその導入に当たって補助制度を活用しているのか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のひきこもりに対する支援体制の整備についてであります。一つ目のひきこもり支援に対する京都府での状況につきましては、まずひきこもりの状態の方とその家族を支え、ひきこもり状態を脱して社会参加していくことを一体的に支援するため、京都市東山区にあります京都府家庭支援総合センター内に脱ひきこもり支援センターを設置し、電話や個別面接による専門相談窓口を設置されております。

また、身近な地域で訪問、相談等の支援が受けられるよう、宇治市内に本町を管轄とした山城北エリア1か所を含む府内6か所に、ノウハウを持つ民間団体と連携した相談窓口も設置されております。

二つ目の京都府と連携を取りながら、ひきこもりに関する取組についての本町の考え方につきましては、現在、本町において、ひきこもり等の相談があった場合には、関係各課において当事者の意向を踏まえた上で、先述した専門機関である府の脱ひきこもり支援センターや宇治市内の相談窓口を紹介するなど、連携した取組を行うこととしております。

三つ目の支援体制の整備に当たり国や京都府からの財政支援があるのかにつきましては、厚生労働省において相談支援事業や居場所づくり事業などを支援・推進するための生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が対象となり、国庫補助基準額を上限額として、対象経費2分の1以内を補助する制度が活用できると聞いております。

四つ目の相談担当者や家族の研修等の機会はあるのかにつきましては、本町職員につきましては、ひきこもり対策に関する国のオンライン研修や、小・中学校における不登校に関連した各種研修会等に参加するなどにより正しい知識を身につける等、資質向上に努めているところであります。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 2点目の3歳児健診での屈折検査機器「フォトスクリーナー」の導入についてであります。一つ目の本町が導入した機器の性能等につきましては、当該機器は一眼レフカメラぐらいの大きさの検査機器で、ものが見えにくい弱視の主たる原因となる近視、遠視、乱視、斜視や、屈折の左右差が大きい不同視、瞳孔の大きさに左右差がある瞳孔不同の六つの項目を測定し、精密検査を受けた方がよいかをスクリーニングす

るものであります。

これまでの3歳児健診における視力検査では、Cの文字を読み取るランドルト環を用いて一眼ずつ検査を行い、視力が左右どちらかが0.5以下の場合や、検査担当医が異常を疑う場合等においては、担当医の診断に基づき、眼科の専門医による精密検査を受診するように勧奨を行ってまいりました。また、視力検査は左右の眼の一方を塞いで検査するため、3歳児の発達の状況により検査自体ができないお子さんもあり、そのような場合も同様に専門医での受診を勧奨してきたところであります。

今回導入した機器の検査では、お子さんから約1メートル離れたところで目線の高さに機器を持ち、その機器を両眼で数秒見てもらうと測定できるものであり、従前の視力検査に加えて本検査を行うことで、よりスクリーニング対応がしやすくなっております。

検査の実績につきましては、当該機器は11月24日に導入し、先日12月2日に実施した3歳児健康診査から使用しており、受診対象者6人全員の検査ができたところであります。

二つ目の近隣自治体における導入状況につきましては、宇治田原町は昨年度から、また京田辺市、八幡市は今年度に導入されたと聞いております。

三つ目の厚生労働省の補助金につきましては、導入に係る対象経費の2分の1が国庫補助となることから活用することとし、既に8月に交付申請を行っております。導入実績額が125万9,500円となりましたので、62万9,000円の交付を見込んでおります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 1点確認させていただきたいんですけども、本町では、ひきこもりの方がおられるというこの人数把握をされているのか。それをまずお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 人数把握の関係でございますけれども、実態として、保育園とか小学校、それとあと高齢者や障がいのある方につきましては、本町との関わりがあれば把握はできますけれども、それ以外の方については、正

直なかなか把握が難しいというのが実態でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

8番(岡田久雄) また、住民へのアンケート調査なんかで、1回調べても
らいたいなというふうに思います。それでないと事が進んでいかないという
ふうに感じています。

厚生労働省のホームページを見ますと、令和4年度から、より住民に身近
なところで相談ができ支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり
地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、新たなメニュー
として、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワーク
づくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始しますと
あります。またさらに都道府県が市町村をバックアップする機能の強化とし
て、市町村と連携したひきこもり地域支援センターのサテライト設置と、小
規模市町村等に対して財政支援手法の継承を行う事業も創設し、都道府県の
圏域内どこでも支援が受けられるように平準化を図りながら、市町村のひき
こもり支援体制の整備を促進していくこととしていますと、このように載っ
ておりましたので、ぜひとも本町でも前向きに進めていただきたいなとい
うふうに思います。

もう一つは「フォトスクリーナー」のことについてですけれども、このよ
うな本当にいい機器を使って、本町では子どもの目の健康のことに力を入れ
ているということを住民の方や保護者にしっかりと周知して、子どもに手厚
い支援をしているということをぜひとも周知していただきたいなというふう
に思いますので、以上お願いして、私の質問を終わります。

議長(西島寛道) 次に、田中保美議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 田中保美議員。

3番(田中保美) 3番、田中保美です。それでは、私の方から通告いたし
ました2点について質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、本町と京都産業大学との連携についてでありま
す。

本町は京都産業大学と平成25年度に、相互の人的・物的・知的資源を活

用しながら、人口減少問題の改善や地域社会の発展、人材育成を図るため、連携協力包括協定を締結しました。

この協定は、平成25年度から10年間をかけて、大学の資源や学生の視点を生かし、人口減少を食い止め、まちの魅力を再発見・発信することに取り組むためのもので、その後、「井手応援隊」が結成され、さらにその取組を発展させるため、平成28年度に活動拠点となる「むすび家 i d e」の整備が行われ、これまで様々な地域活性化イベントが実施されてきました。

なお、本年度が事業計画の最終年度に当たることから、これまでの学公連携事業によって、本町が魅力あるまちとなったか検証を行い、今後につなげていく必要があるのではないかと考えます。

そこで次のことについて質問をします。

1、この10年間の学公連携により取り組まれてきた事業にはどういったものがあるのか。また、その成果はどのようなものだったのか。

2、これからも学公連携事業を継続されると思いますが、今後どのような取組を考えておられるのか。

そして2点目ではありますが、公園の遊具等の安全管理と健康づくりについてであります。

公園の意味を調べると、「人々が快適な潤いある緑の環境を享受できる場、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場、災害突発時の避難の場、自然や環境を保全する場などの目的で、国もしくは地方公共団体が公共的に造園し管理する場所」と、多種多様な用途がありますが、私たちの身近にある各地区の公園は、住民がコミュニケーションを図ったり、スポーツや遊びの場所として必要であり、いつの時代も子どもから大人まで、多くの世代が活動できる場所であってほしいと考えます。

公園に対する住民の関心は高く、過去にも度々、一般質問や決算特別委員会等で雑草対策などの維持管理方法や遊具・健康器具の導入など、その有効活用についての質問がされておりますが、その中では、「新たに公園に健康器具・遊具等を導入する計画はない」との回答が出ています。

しかしながら、従来から設置されている遊具等が安全に管理・活用され、さらに体力づくりを行うための健康器具が各地区の公園にあれば、今以上に安心・安全で健康なまちづくりができると考えます。

そこで次のことについて質問をします。

1、本町では、各地区の公園に設置されている遊具の安全点検及び補修方法はどのように行っているのか。

2、子どもが利用する公園遊具のうち、安全そうに見えて最も事故が多い遊具が滑り台だと言われています。事故防止対策の観点から、本町の滑り台の着地点は、安全マットの設置等によって安全確保ができているのか。

3、健康づくりのさらなる促進のため、身近で利用しやすい各地区の公園に、玉川さくら公園に設置されているような健康器具が必要と考えるが、町としての考えはどのようなものか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町と京都産業大学との連携についてであります。一つ目の取り組み組んできた事業とその成果につきましては、大学との連携協力包括協定を締結したその翌26年度には、本町の活性化、定住人口の増加を図るため、学生による「井手応援隊」が結成され、小学校や保育園の子どもたちと作った紙灯籠や竹灯籠など2,000個以上の灯籠で玉川から椿坂までともす「井手！みねーしょん」や、町内事業者に参加いただく、後に「はらぺこランド」となる事業を実施しております。

平成28年度には、築100年以上となる古民家を借り受けリノベーションし、学びと交流の場「むすび家 i d e」を拠点にした事業を始め、平成29年度からは「むすび家 i d e」において、学生が子どもたちに勉強を教え、学生の特技等を生かした交流企画等の実施など、放課後の居場所づくりとなる「寺子屋」事業や「親子科学教室」を開始してきたところであります。また平成元年度には学生からの提案で、学生自身も運営に関わる「むすび家カフェ」をオープンし、朝にはラジオ体操が展開されるようになるなど、地域と大学の連携拠点として、ラジオ体操を除いても、これまでで延べ約5,800人の方々に利用されております。

また、大西ゼミのつながりから、地域を挙げて協力された実写映画「神様の轍」が誘致、製作され、多くの人に井手町の魅力を知っていただくことができたところであります。さらに、地域から寄せられた課題をゼミのチーム

で実践する取組では、昨年度は府立やまぶき支援学校のPR動画の作成、今年度は井手町の特産品を用いた手作りピザのレシピをまちづくり協議会と作成したり、府立やまぶき支援学校の一角に、竹を用いたスコップなどの遊具をつくり、スロープや砂場を設置するわくわくパークを完成させ、生徒たちにも大変喜んでいただくなど、地域の活性化に向けて多くの成果を上げているところであります。

二つ目の今後の取組につきましては、協定締結から10年の節目を迎え、さらに本町の魅力のブラッシュアップを図り、町内外へ発信していきたいと考えており、JR奈良線複線化の促進、城陽井手木津川バイパスの開通、商業施設の整備など生活の利便性の向上が期待される中、子育てしやすいまちづくりにつながる地域交流拠点施設等におけるイベントや、交流人口・関係人口の拡大を促進する企画を、学生の視点から地域の皆さんとともに検討しながら、大学連携の新たな展開を図っていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 2点目の公園の遊具等の安全管理と健康づくりについてであります。一つ目の遊具の安全点検及び補修方法につきましては、井手町で管理している公園37か所のうち、遊具等がある32か所全ての公園において、1年に1回、点検資格を持つ業者により安全点検を実施し、安全点検や利用者からの連絡等により不具合が確認された場合は、必要に応じて遊具の使用禁止などの措置を講じた上で、町直営または専門業者により修繕することとしております。

二つ目の滑り台の着地点の安全確保につきましては、滑り台は町内15の公園に合計16基あり、現在、利用頻度が高い玉川さくら公園の滑り台には着地点の穴掘れ防止のためにマットを設置しておりますが、ほかの公園の滑り台については利用頻度が低く、マットは設置しておりません。

なお、資格者による安全点検時において着地点の状態についても点検しており、安全上問題ないことを確認しております。

三つ目の健康器具につきましては、平成26年度に老人クラブなどの皆様からご意見やご要望を伺い、玉川さくら公園に多様な健康器具を設置し、現在、多くの方にご利用いただいているところです。各地区の公園への設置については、現在、各地区や老人クラブなどから特に設置要望はお受けしてい

ないところではありますが、要望があった場合には、どの程度利用されるのかなどを見極める必要があると考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の本町と京都産業大学との連携については、これまで取り組まれてきた成果をさらに生かしていただき、今後も魅力あるまちづくりを推進していただきたいと願っています。

二つ目の公園の遊具等の安全管理と健康づくりについては、さらに安心・安全で健康なまちづくりのために前向きに検討していただけるように要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 4番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告させていただきました1点質問をさせていただきたいと思います。

自動水栓の設置について。

新型コロナウイルス感染症が2019年12月初旬に中国武漢市で初めて報告されて以降、今もなお世界的な流行を見せています。

第7波が収まってからは、政府の社会経済活動支援の一つでもある全国旅行支援や訪日外国人観光客の受入れに関する水際対策の大幅な緩和などにより、コロナ禍前を超える人流となった観光地もあるようです。

一方、日本医師会は、11月16日、東京都内で定例記者会見を開き、釜淵敏常任理事は既に第8波に入ったとの認識を示し、改めて積極的なワクチン接種を呼びかけました。

また、ある研究グループのAIを使った予測では、この第8波のピークは年明けの1月中旬になるとの結果も出ています。

このように感染の拡大と収束の繰り返しであるウィズコロナの時代、いかにしてうまく新型コロナウイルスと付き合っていくかが大変重要であると、私自身、改めて再認識をしているところです。

つきましては、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染拡大防止

の観点からも、不特定多数の人が使用するトイレや手洗い場の衛生対策として、手をかざすだけで水の出る非接触型の自動水栓は非常に効果的であると考えます。

そこで質問します。

今現在、町が管理する各施設や保育園、小・中学校などのトイレや手洗い場において、自動水栓に対応しているところがありますか。

町が管理する施設のトイレは、小さな子どもや年配の方、また障がいを持っておられる方など、ハンドルやレバーの操作が難しい方も多数利用されるため、自動水栓なら便利で安心して利用できると思います。対応しているところがある場合、施設での設置状況はどのようになっていますか、何か所程度ありますか。

トイレや手洗い場以外の、バケツに水をくむような水栓や屋外にあるものまではあえて交換せず、既存の手動の三角形やレバー型のハンドルのままでよいと思いますが、町としてどのように考えられますか。

実際にトイレや手洗い場の水栓を自動水栓に交換する場合、その費用に対して国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できると耳にしたことがあります。本町でもそれらを利用して対策を取ることは可能でしょうか。

感染防止の観点からも、ぜひとも避難所として利用されることの多い各施設や保育園、小・中学校の水栓を少しでも自動水栓に交換していただきたいと考えますが、町の考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

自動水栓の設置についてであります。一つ目の町が管理する各施設における自動水栓の対応、及び二つ目の各施設の設置状況、及び何か所程度あるのかにつきましては、手洗い器における自動水栓の設置状況は、いづみ保育園の1歳児クラスに2か所、いづみ人権交流センターのトイレ、研修棟、体育館に8か所、玉水駅前トイレに6か所、山城多賀駅前トイレに3か所、山吹ふれあいセンターのロビー、トイレに16か所、泉ヶ丘中学校の体育館トイレに1か所、学校給食センターの調理室、下処理室、アレルギー対応調理

室に3か所、まちづくりセンター椿坂のトイレ等に4か所、玉水駅前休憩所「さくら」のトイレに1か所、玉泉苑の障がい者用トイレに1か所、デイサービスセンターのトイレ、脱衣室等に10か所設置されております。

三つ目の自動水栓の設置の町の考え方につきましては、これまで公共施設の手洗い器等の設置に関して、利用される方の使用の仕方や頻度等を踏まえ、節水効果等をおのおのに判断して、主に不特定多数の方が利用される箇所に自動水栓を設置してきたところであります。

このような観点から、議員ご指摘のとおり、一度に多量の水を使用する清掃や屋外の水栓には設置する考えはありません。

四つ目の自動水栓に交換する場合、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して対策が可能かにつきましては、今後もコロナ禍の状況により当該交付金は左右されるものと思われませんが、同一の制度が継続されるのであれば、新型コロナウイルス感染症防止に有効で効果的な事業内容の場合、活用は可能であると伺っております。

五つ目の避難所となる各施設や保育園、小・中学校の水栓を自動水栓に交換する考えにつきましては、新型コロナウイルス感染症防止の観点も踏まえ、効果的な箇所への設置について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 本町でも高齢者世帯も増えてきています。各家庭においても取替えなどが必要になってくると思いますが、そのような場合にもその補助金等々は活用できるのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今の枠組みの中でいけば活用可能かと思われれます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4 番（奥田俊夫） もう一度お願いできますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、その対象の事業となるかどうかにつきましては、今の枠組みで国の方から通知が来た場合につきましては、有効な効果については十分検討をしていく必要があると思われそうですけども、対応することは可能と思われ

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項としましては、新庁舎移転後の現庁舎の活用についてであります。

現在本町では、来年3月の新庁舎完成と、その後5月の庁舎移転に向けて、着々と建設工事や移転準備が進められております。9月定例会の一般質問でも、その防災拠点としての機能についてお尋ねしましたが、新庁舎はバリアフリーに向けた設備や配置が計画されているほか、椅子に座って各種申請等ができる窓口やプライバシーを確保したブース、大型エレベーターやキッズスペース・授乳室の設置など、住民サービスのさらなる向上を図るための建物として期待をされています。

しかし、一方で、現庁舎の跡地についてどのような活用を図るのか、大変気になるところです。

過去の議会における質疑の中でも、跡地利用の検討について質問があった際、今後どのような形での跡地の利用が一番適切か、情報収集を始めていきたいといった旨の回答がありました。

そこで次の事項についてお尋ねをいたします。

- 1、現庁舎の活用に向けた情報収集・検討状況は。
- 2、検討委員会等の設置は。
- 3、としまして、現庁舎は設備の老朽化の一方で、既に施設の耐震化が実施されていると思うが、建物は解体する方針か。
- 4、としまして、区や各種団体に活用してもらおうなど、施設の有効利用が

図れないものかと思いますが、町の考えをお尋ねします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方から回答をさせていただきます。

現在、住民サービスの向上や防災拠点機能の強化等を一日も早く実現するため、新庁舎の完成に向け、全庁を挙げて鋭意取り組んでいるところであります。

現庁舎の活用につきましては、まず新庁舎を完成させ、滞りなく円滑に業務を開始することが最優先課題でありますので、新庁舎完成後、適切な時期を見て、慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1 番（鎌田隆宏） 1 番、鎌田隆宏です。私の方から、大きく 2 点質問をさせていただきます。

1 点目に、城陽市や白坂テクノパークとの防災連携についてです。

近年の地震や台風、集中豪雨など、全国的な大規模災害発生に伴う防災意識の高まりは、想定外の災害に対しても可能な限り、平時から備えを行っておくという住民意識の変化につながっていると思います。

先日受講した防災に関する議員研修でも、人口減少や少子高齢化などによる地域連携の希薄化が原因で、コミュニティ内での防災力の低下が懸念される一方、災害対応や避難に当たっては住民ニーズの適切な把握が必要であり、場合によっては、専門的できめ細やかな対応が求められる可能性があるとの話がありました。

本年 6 月の一般質問で、災害時における相互応援協定や専門的な職種との応援協定について質問をしたところ、今後も自治体間との相互応援協定をはじめ、専門的な業種の企業や団体などとの応援協定の締結に取り組み、災害発生時に迅速な応急対応や復旧対応ができるように取り組んでまいりたいとの回答がありました。

その後、城陽市や白坂テクノパークとの防災提携が進んでいるとお聞きし

ますが、その内容はどのようなものかお尋ねします。

2点目に、農業従事者の肥料価格高騰に対する支援及び有害鳥獣被害への対策についてです。

「道の駅」的休憩施設については、国道バイパス開通に合わせて整備され、将来的に道の駅として認定・登録を受ける予定となっており、それまでの間は新設する山吹ふれあいセンター内に地域振興交流拠点施設として、来年春を目指し、物品販売や飲食エリア等を開設する準備が進められているとお聞きします。

本施設が道の駅として認定・登録されれば、本町の玄関口として、食や特産物など、新たなまちの魅力を発信する交流拠点になると大変期待しております。

一方で、農業従事者は、まちの魅力としてPRできるようなよりよい農産物を少しでも多く作れるように、町内でいかに農業振興を進めていくか考えていかなければなりません。

しかし、現在、円高やロシアによるウクライナ侵攻等の影響で、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰しています。農産物に価格変動は付き物ですが、元手に費用がかかり過ぎると、たちまち生産者は苦しくなってしまう。

また、せっかく作った農産物が有害鳥獣などの食害に遭うと、生産意欲の低下にも関わってきます。

小動物は檻で捕獲し、猿はエアガン等での追い払いが有効だと聞きますが、宅内への侵入等の被害もあるので、農家だけでなく地域での対応も必要だと思います。

そこで次のことについてお聞きします。

1、肥料価格高騰対策事業として、国が肥料コスト上昇分の一部を支援する制度があると聞きますが、どのような制度で、その補助制度活用について町の考えは。

2、また、町独自の補助制度を導入している自治体もあると聞きますが、本町での制度導入は。

3、農産物の食害に対し、町として何か対策を取られるのか。

4、エアガン等の貸出しなどは考えられるのか。

以上、お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の城陽市や白坂テクノパークとの防災連携についてであります。その内容につきましては、城陽市及び本町において大規模な災害が発生し、その復旧や被災者の避難などが必要となった場合に、京都山城白坂テクノパーク連絡協議会に属する企業のご協力の下、各企業が持つ資源を活用した支援等を得るため、包括的な連携協定の締結に向けて調整を進めているところであります。

これまでの間、城陽市、京都山城白坂テクノパーク連絡協議会事務局、本町の3者で複数回の協議を行うとともに、当該協議会の役員会、総会にも出席し、各企業と災害時の協力について基本的なご理解を得てきたところであります。

具体的には、京都山城白坂テクノパーク連絡協議会は17の企業から成る組織で構成されており、重機車両や大型テント、仮設トイレなどのレンタル機器をはじめ、食料品や飲料水、入浴サービス、ペット用品などの提供や物資等の輸送、さらには車中避難ができる駐車場の確保など、災害時に協力いただくことで、災害復旧をはじめ、被災者への支援に大変有効な協定になるものと考えております。

本町といたしましては、災害時にはこれらの企業からの支援協力をしていただけるよう城陽市と歩調を合わせながら、早期の協定締結に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の農業従事者の肥料価格高騰に対する支援及び有害鳥獣被害への対応についてであります。一つ目の国の肥料価格高騰対策事業の制度内容、制度活用のお考えにつきましては、本制度は国が肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和する目的で、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援するものでありまして、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料を対象とし助成される制度であります。補助申請につきましては、購入先のJAや肥料店が

取りまとめて行うなどの方法により、農業者に給付されることとなっております。

二つ目の町独自の補助制度導入についてであります。肥料価格高騰に直面する農業者をさらに支援するため、今回の国の助成制度を活用し、肥料コスト上昇分の国助成7割を除く3割の2分の1を助成する予算を今定例会に提案させていただいております。

対象は、国の制度の交付決定を受けた農業者に対し上乘せし助成するものであり、ご可決いただいた後には、国の制度と併せ広報等でも周知してまいりたいと考えております。

三つ目の有害鳥獣等による農作物への食害対策につきましては、現在は、猿、鹿、イノシシ等に対応する防除柵を、3件以上の農業者が集まり一定の費用対効果が得られる地域に対し、国の助成を受けて現物支給しており、その対象とならない1件や2件の農業者等には、一昨年より町単独制度として防除柵等の購入費用の一部を助成しております。また、特定外来生物に指定されるアライグマにつきましては、捕獲檻の貸出しを行っております。

そのほかには、狩猟免許所持者で申請のあった方に対し、捕獲許可を出し個体数の調整を行っているほか、職員によるパトロールや追い払いの実施、ロケット花火等の配布により対応しております。

四つ目のエアガン等の貸出しなどの考えにつきましては、議員ご指摘のとおり、猿の対策としては捕獲のほか、追い払いがとても有効であり、地域全体での取組が重要とのことでもあります。現在、職員による追い払いを実施しておりますが、エアガンの貸出し等による地域での取組が可能かどうか、農家実行組合などと協議してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） ありがとうございます。猿など、今朝も追い払いをしたんですけども、地域での取組の中でどういうグループをつくっていくかはなかなか難しいところはあると思います。区長とか各種団体の長の方々に協力を頂いて組織してもらえれば、大変ありがたいなと思います。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小割直彦議員。

2番(小割直彦) 2番、小割直彦です。事前通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項としまして、玉川堤周辺の整備についてでございます。

さくらまつりが開催される井手の玉川は、「平成の名水百選」にも選ばれ、日本六玉川の一つとして知られています。

毎年春には、玉川堤に1,500メートルにわたって植えられた約500本の桜が、古来より多くの歌や物語にも登場する清流を彩り、多くの観光客でにぎわいます。

しかしながら、近年、新型コロナウイルスの影響で、さくらまつりの開催中止を余儀なくされたことにより、玉川堤周辺の整備がされていないと思えます。特に、社協から橋本橋までは景観を損ねているのではないかと強く感じおります。

来年の春には新型コロナウイルスが収束することを期待し、また、知名度の回復やさらなる観光客数の増加、まちの活性化につなげるため、住民の協力を得ながら、何か思い切った整備や取組が必要だと考えております。

そこで次のことについてお尋ねします。

1、今後、玉川の樹木の剪定や沿道の舗装修繕など、どのように整備を行う計画か。

2、夜間景観のライトアップを、LED照明にできないのか。

3、車で来られる観光客向けに、今まで以上に駐車場の確保はできないのか。

4、例えば、お花見用のスペースを確保するなど、どこか付近の土地を利用して、新しいイベント等を開催できないのかということをお尋ねします。

以上です。

議長(西島寛道) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 小割議員のご質問にお答えいたします。

玉川堤周辺の整備についてであります。一つ目の玉川の樹木の剪定や沿道の舗装修繕など、どのように整備を行う計画かにつきましては、まず玉川

は本町の重要な観光資源の一つであります。京都府の管理河川となっていることから、河川管理上支障となる雑木等につきましては、京都府により除去や剪定等管理いただいているところであります。

観光資源である桜につきましては、植栽されました井堤保勝会が従前より維持管理されているところであり、毎月の定例のボランティア活動に加え、周辺住民の方からの要望等による剪定や伐採につきましては、本町も協力しながら維持管理に努めております。

また、沿道の舗装修繕などにつきましては、府の河川管理用通路部分と町道部分がありまして、それぞれ協議を行いながら、必要に応じ修繕等を行っております。

二つ目の夜間景観のライトアップをLED照明にできないのかにつきましては、ライトアップを実施されているさくらまつり実行委員会で検討していただくこととなりますが、近年では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、さくらまつり自体が中止となっております。しかしながら、本年の春の桜の時期には、商工会青年部が一部の地域でLEDのライトを設置するなど試行も行っておられますので、実行委員会としてのご意見を十分にお聞きしたいと考えております。

三つ目の車で来られる観光客向けの駐車場確保につきましては、これまでからさくらまつり期間中の土曜、日曜には交通誘導員を配置し、井手小学校のグラウンドを臨時駐車場として開放されております。玉川堤は玉水駅からも近く、両岸の桜を見物しながら周遊できることから、快速も停車するJR奈良線の利用促進をしっかりと広報周知してまいりたいと考えております。

四つ目の付近の土地を利用した新しいイベントの開催ができないかにつきましては、今後開設される井手町地域振興交流拠点施設の指定管理者やまちづくり協議会など、地域の団体などと協議しながら、食や特産品、桜などの自然、歴史文化といった町の魅力を発信していけるよう、開催場所も含め検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） ありがとうございます。要望ですが、来年春の桜が満開というような時期には、玉川を上り社協の近くを通過して、橋本橋を通過して

椿坂へ行って、それから地藏院に行くという、そういうルートが考えられますし、その帰りにも、まだ入れないかもわかりませんが、新庁舎を見ていただく。立派な庁舎ができたなという意味で、桜の沿道の整備に力を入れていただいて、新庁舎に負けない景観をつくっていただいたらどうかなということ、私の質問と要望を終わりたいと思います。

以上です。

議長（西島寛道）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時30分から再開します。

休憩　午後　0時11分

再開　午後　1時26分

それでは、休憩前に引き続き、再開します。

次に日程第5、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　それでは、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改定につきましては、本年8月の人事院勧告に準拠するため、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、6ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1359、第18条、勤勉手当の規定及び、下の欄にございます1361の49、別表第2、給料表の規定でございまして、今回、一般職の職員の給与に関する法律等において、12月の勤勉手当の支給率及び給料表の改正に伴い、それに準拠するための条文の整備であります。

12ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外

等の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等において、12月の勤勉手当の支給率の改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

続きまして、次ページ、13ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等において、12月の期末手当の支給率の改正に伴い、それに準拠するため条文の整備をするものであります。

次に、次ページ、14ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等において、12月期の期末手当の支給率の改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

次に、次ページ、15ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1359、第18条、勤勉手当の規定でありまして、先ほど6ページで説明いたしました第1条関係からの改正となりますが、一般職の職員の給与に関する法律等において、6月、12月期の勤勉手当の支給率を同率とする改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

次ページ、16ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、先ほど12ページで説明いたしました第2条関係からの改正となりますが、一般職の職員の給与に関する法律等において、6月、12月期の期末手当の支給率を同率とする改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

続きまして、次ページ、17ページをご覧ください。職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、先ほど13ページでご説明いたしました第3条関係からの改正となりますが、特別職の職員の給与に関する法律等において、6月、12月期の期末手当の支給率を同率とする改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

次ページ、18ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する新旧対照表（第8条関係）でありまして、井手町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、先ほど14ページでご説明いたしました第4条関係からの改正となりますが、特別職の職員の給与に関する法律等において、6月、12月期の期末手当の支給率を同率とする改正に伴い、それに準拠するため、条文の整備をするものであります。

それでは、4ページをご覧ください。附則でございます。

第1項、施行期日等の規定であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項は、第1条関係から第4条関係までの規定は、令和4年4月1日から適用する旨の規定でございます。

第3項は、給与の内払の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　まず、今回の人事院勧告の内容について、どういう内容だったかお尋ねします。

報道によりますと、今回、若年層を重視する、特に初任給を引き上げて、若年層30代の半ばぐらいまでの方について優遇するというようなことがありますけど、本町は職員の年齢構成も国家公務員とはまた違うと思えますし、

本町で言ったら何歳ぐらいまでの方が今回ベアの対象になるのか。

全体として影響額は幾らで、1人当たり幾らの引上げとなるのか。

次に、高卒の方の初任給、大変低いわけですね。ページ数で言いますと、6ページの給料表の1級の5号級というのが高卒の方の初任給だと思うんですけども、改定前15万6000円で、今回改定すれば15万4,600円ということなんですが、職員の年間の勤務時間数で考えますと、これは最低賃金を下回るような額ではないのかと。時給換算すると幾らから幾らになるのか、お尋ねします。

ここ数年で、高卒で採用された方というのが井手町では何人ぐらいおられるのか、お願いします。

それと、ベースアップの関係で、職員は4月1日に遡って適用というふうな附則のところにありますけれども、会計年度任用職員はどうなるのか。会計年度任用職員も、職員の号給に準じて報酬が定められていると思うんですが、同じように遡及するのか。

職員は勤勉手当が引上げになるんですけども、会計年度任用職員は勤勉手当はなくて期末手当だけですから、今回、期末・勤勉手当について引上げが全くないわけですね。せめてベースアップの分僅かでも遡及して支給できないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず今回の人事院勧告の内容でございますが、おっしゃいましたように若年層の給与の部分、ベースアップを図るということで、平均で0.23%ベースアップということでございます。

それと、勤勉手当が0.1か月引上げということであります。この分が今回の人事院勧告の大きなものといえますか、金額の変わる場所ということでございます。

あと、高卒ですね、1の5というのが私どもの初任給になりますので、そちらの最低賃金に引っかかっているんじゃないかということでご意見でございますが、私どももこれを把握しておりますし、もし採用があれば最低賃金に引っかからない支給にすることで、検討はしていくということでございます。ただ、先ほどおっしゃいましたように、ここ数年、高校を卒業され、そのまま新卒で入ってきているという職員はおりませんので、今ここには該当

する職員はいないということでございます。そこの平均単価でいきますと、新しい15万4,600円というのが月給になりますので、単価をもう一度確認させてもらいます。最低賃金のところの関係もあったと思いますので、若干確認をさせていただきます。

それと、何歳ぐらいまでの影響かということでございますけれども、もちろん中途採用の者とかいろいろおりますけれども、おおむね35歳から36、37歳ぐらいの職員まで影響があるかなというふうに考えております。そのベースアップで金額の方なんですけれども影響するとして、今試算しておりますのは52名で、1人当たり年間2万1,000円ほど上がるというふうな試算で考えております。

あと、会計年度任用職員の関係でございますけれども、給料表、もちろん適用はしているんですけれども、条例におきまして会計年度任用職員については翌年度からの適用になるということでございますので、今回職員は今年の4月1日と言っていますけれども、会計年度任用職員については次年度からの給与表適用ということになります。

あと、勤勉手当につきましては、おっしゃいましたように期末手当というのは同率で払っていますけれども、勤勉手当というのは適用がございませんので、今回には影響がないと。該当することはないということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 引上げ前と引上げ後と、時給換算にしたら高卒初任給は幾らになるかというのはまた後で調べて教えていただきたいんですけど、明らか15万600円では引っかかるんですよ。京都は968円ですけども、地域手当が本町はゼロですから、本当に最低賃金以下で働かすというような条例になっているわけです。4,000円引き上げたらぎりぎりセーフというふうにいるいろいろ説明がされているようですけども、それにしてもあまりにも待遇が悪いんじゃないかと。別に高卒の初任給が1級の5号級から始めないといけないというふうには法律はなっていないわけで、宇治田原町を見ましたら1級の9号から初任給ですから。13号からというふうなところもあるみたいですし、いろいろあるので、本当によい人材を確保しよう

と思ったら待遇改善は避けて通れないというふうに思います。

会計年度任用職員は勤勉手当の制度がないので、今回、賞与の方は対象にならないと。ところが、町長をはじめ常勤の特別職や議員はそもそも勤勉手当の対象じゃないのに、今回も期末手当に振り替えてアップするという中身になっているんですよね。それだったら、本当に会計年度任用職員200人以上おられて、町の仕事を随分と大変な処遇の中で支えていただいている方にも、そういう何かしらの処遇改善というようなことをできないのか。別に遡って4月1日から適用するって、条例にそうなっていると言われますけど、変更したらできるんじゃないんですか。法律に違反しますか。やっているところもあるんじゃないんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどのご質問でございますが、期末手当、もちろん議員も特別職についても今回引き上げていますけれども、これはあくまでも国において、特別職の給与改定は人勧に基づいて一般職のそれに準じて、今回も法律改正がありますので、もちろんそれにも準じておるということでございます。

会計年度任用職員につきましては、私ども、いろいろ情報を京都府なりに制度導入するときには聞いている中では、スタンダードで給与表については次年度から適用というふうなことでやっておりますので、その辺については給与表の関係、条例で定めていますので、それに基づいて支給をしておると。勤勉手当についても今のところは適用がないので、もちろんそれはそれで今回には影響がないということで事務を進めております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

ただいま議案になっております第47号、職員給与に関する条例の改正であります。昨年は職員は1人4万4,000円ぐらい期末手当が下がったわけですが。今回、0.1か月勤勉手当の方で回復する、ベアも僅か0.23%ではあるけれどもあるということで、少しは回復するという事で賛成をしたいと思います。しかし、今言われたように、特別職については勤勉手当しか上がらない職員に準じて期末手当を上げると、そういうことをやるわけです。準じて別の手当を上げるということをやるわけですよ。それなら、会計年度任用職員にもいろいろな手だては幾らでも工夫でできるんじゃないか。本当にお気の毒やなというふうに思います。その点は納得できない部分があるんですが、第1条関係のところは、昨年の回復にはとても及ばない、物価高にはとても追いつかないけれども少し改善ですので、賛成をしたいと思います。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号、令和4年度井手町一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第51号、令和4年度井手町一般会計補正予算（第4回）につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の一般会計補正予算第4回は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,646万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,349万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、4ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、情報化基盤更新、2,404万5,000円。

次のページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業、今回16億583万8,000円を追加し、計17億3,583万8,000円。10款教育費、4項社会教育費、事業名、山吹ふれあいセンター建設事業、今回9億898万8,000円を追加し、計9億8,758万8,000円とするものであります。

次のページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。

議会広報印刷製本業務委託、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額160万円。高齢者移動支援実証運行補助、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額322万円。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額5,300万円。ランリュック・安全帽支給事業、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額53万6,000円。

次のページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。

起債の目的、2目民生施設整備事業債、今回80万円を追加し、限度額を950万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額8億3,652万3,000円、補正額3,042万円、計8億6,694万3,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億4,068万8,000円、補正額62

3万円、計2億4,691万8,000円であります。

17款、財産収入、補正前の額1,999万1,000円、補正額3億1,300万円、計3億3,299万1,000円であります。

18款寄附金、補正前の額180万2,000円、補正額83万6,000円、計263万8,000円であります。

20款、繰越金、補正前の額2,593万5,000円、補正額1,518万3,000円、計4,111万8,000円あります。

22款、町債、補正前の額28億5,650万円、補正額80万円、計28億5,730万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額83億7,702万9,000円、補正額3億6,646万9,000円、計87億4,349万8,000円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、補正前の額6,602万2,000円、補正額95万5,000円の減、計6,506万7,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の95万5,000円の減であります。

2款総務費、補正前の額34億8,850万9,000円、補正額3億2,035万9,000円、計38億886万8,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の179万5,000円、その他の83万6,000円、一般財源の3億1,772万8,000円あります。

3款民生費、補正前の額11億3,223万9,000円、補正額1,884万6,000円、計11億5,108万5,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の1,322万2,000円、地方債の80万円、一般財源の482万4,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億5,708万3,000円、補正額606万2,000円、計3億6,314万5,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の437万5,000円、一般財源の168万7,000円あります。

6款農林水産業費、補正前の額6,172万3,000円、補正額632万円の減、計5,540万3,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の115万8,000円、一般財源の747万8,000円の減あります。

7 款商工費、補正前の額 7, 538 万 1, 000 円、補正額 2, 070 万 9, 000 円、計 9, 609 万円。財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 610 万円、一般財源の 460 万 9, 000 円であります。

8 款土木費、補正前の額 6 億 8, 169 万 2, 000 円、補正額 33 万 9, 000 円、計 6 億 8, 203 万 1, 000 円。財源内訳といたしまして、一般財源の 33 万 9, 000 円であります。

9 款消防費、補正前の額 4 億 5, 046 万 3, 000 円、補正額 47 万 4, 000 円、計 4 億 5, 093 万 7, 000 円。財源内訳といたしまして、一般財源の 47 万 4, 000 円であります。

10 款教育費、補正前の額 18 億 2, 294 万 1, 000 円、補正額 695 万 5, 000 円、計 18 億 2, 989 万 6, 000 円。財源内訳といたしまして、一般財源の 695 万 5, 000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 83 億 7, 702 万 9, 000 円、補正額 3 億 6, 646 万 9, 000 円、計 87 億 4, 349 万 8, 000 円。財源内訳といたしまして、国府支出金の 3, 665 万円、地方債の 80 万円、その他の 83 万 6, 000 円、一般財源の 3 億 2, 818 万 3, 000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

なお、25 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご参照ください。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　岡田久雄議員。

8 番（岡田久雄）　6 ページの債務負担行為補正でありますけども、その中のランリュックのところでお聞きしたいと思います。他の学校に行かれる児童に対してはどのような補助をされるのか。それとまた、転校生の場合はどうになるのか。ちなみに、ランリュックは幾らぐらいするものか。種類はあるのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之）　　まず1点目の他校へ行く生徒についての支給でありますが、本事業につきましては町立の小学校に入学する児童を対象としております。

続きまして、転校生につきましては、この事業開始が来年の新1年生からになりますので、新1年生に転入した子については年度途中であっても支給をする予定をしております。

あと、ランリュックの種類につきましては、特大、これが一番よく使われているサイズとお聞きしております。こちらの方が1万2,000円。あともう1個、その下に大というのがございまして、こちらが8,150円に、肩ベルトが別で1,500円というふうに伺っております。

以上でございます。

議長（西島寛道）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲）　　私の方からは大きく3点質問をさせていただきます。

まず14ページです。福祉サービス事業所原油等価格高騰対策支援給付金というのがありますが、この給付の内容と、具体的な原油と言われるものの対象物となる対象のもの、その対象となる事業所は何法人あるのか。また、1法人に対しての支給額をお尋ねします。

続きまして16ページ。上段の井手町子育て世帯応援給付金につきまして、この事業内容と目的、対象となる子育て世帯の条件や想定している世帯数、1世帯当たりの給付金額についてお尋ねします。

続きまして最後、19ページですね。中小企業エネルギー価格高騰対策支援給付金につきまして、事業内容、その条件、給付金額、想定される企業数についてお尋ねします。

お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　　私の方からは、16ページの井手町子育て世帯応援給付金についてお答えいたします。

当制度につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るために、基準日12月1日時点で本町に住所を有する1

8歳までの子どもがいる世帯に対して、子ども1人当たり1万5,000円を支給するものでございます。こちらにつきましての対象者の見込みについては860人を見込んで、予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 福祉サービス事業所原油等価格高騰対策支援給付金でございますが、こちらの内容でございますが、公定価格制度によりまして物価高騰による経費の増加を価格に転嫁できない介護サービス及び障がい福祉のサービス事業所に対して、サービスの安定的な提供体制を確保するため、物価高騰の影響額の2分の1を給付金として給付するものでございます。

具体的な対象物でございますが、電気料金、ガス料金といった光熱費、あと、利用者の方に提供する食費についても対象としております。

事業所数でございますが、井手町内の事業所に限っておりますので、介護保険の事業所が2法人、障がい福祉の事業所が2法人となっております。

1法人当たりの支出額でございますが、こちらにつきましては、令和3年4月から令和4年2月までの料金と、あと、令和4年4月から令和5年2月までの料金を差し引きまして、影響額の2分の1を給付金として支給いたしますので、各事業所ごとに異なる状況でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 三つ目の中小企業等エネルギー価格高騰対策支援給付金のまず事業内容の関係でございますが、こちらにつきましては、電力、ガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業等事業者に対しまして、給付金を支給することで影響緩和を図り、経営の安定継続を支援することを目的に、法人に対し10万円、個人事業主に対し5万円を給付するものであります。

対象者につきましては、法人につきましては町内に事業所を有すること、個人事業主については町内に住所を有することとして予定しております。

想定の対象事業者数というところでございますが、国の統計であります令

和3年度の経済センサスの事業所数を参考に試算していきまして、法人で約150件、個人事業主で約110件を見込んでおりまして、2,085万円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 前の方から行きますが、5ページの繰越明許です。庁舎建設のための費用を繰り越すというのが、この間、1億3,000万繰り越したところだと思うんです。今回また17億3,500万というのはどういう事情なんでしょうか。

同じく山吹ふれあいセンターの建設費用についても、庁舎も含めて建設費にそもそも入っていた備品の購入なんかが、実際に支払うのはもっと3月より後になるから、年度越えるからということで繰越しだったのかなというふうに思うんですけど、今回繰り越すのはどういうことでしょうか。

それと、6ページの債務負担行為の高齢者移動支援事業の322万円というのと、15ページにも高齢者移動支援の補助金35万円というのがあります。今回、交通対策特別委員会でもご説明があったように、社会福祉協議会が行う事業に町も補助金を出すというふうに伺いましたけれども、これは社会福祉協議会がやる事業の何の部分に今年度は35万円出して、来年度は322万円予定しているのか。いろんな費用があると思いますが、どれに充てるつもりなのかということと、交通対策特別委員会のお聞きしてはつきり分からなかったんですけど、要するに今回、社会福祉協議会がこれまでやっていた福祉有償運送とは違う別の事業を道路運送法を根拠にやるということですから、その道路運送法で定められているもう一つの事業というのが交通空白地有償運送という事業だと思うんです。それでやるとなると、二つの事業を社会福祉協議会がやると。それを車両とか運転手とか種別が違うのに兼ねてやれるのかということと、特に運転手については報酬に差が出てくるというようなことになると、なかなか運転手を集めるのが大変と思うんですけども、この運転手は福祉有償みたくに有償ボランティア程度の報酬しかないのか、それとも最低賃金を視野に入れて、いわゆる給料としての報酬を確保するようなそういう運転手なのか、お尋ねをいたします。

続きまして、12ページ、まちづくり協議会の補助金45万円というのがあるんですが、先ほど町長のご説明だと何か新しい事業をやるからみたいに聞こえたんですけど、何のための補助金でしょうか。まちづくり協議会が椿坂を管理運営していただいているんですけども、その交流棟の電気代があまりに高いということで指摘をしまして、担当者がいろいろ調べていただいていると思うんですけども、これからますます電気代が上がっていくことが予想されるんです。基本料金だけで年間70万とかという話があって、あまりにも高いんじゃないか。陶芸の電気窯が出力が大きいので、そのためにはそういう基本料の高い契約をしないとイケないというご説明もあったんですけど、交流棟の電気窯を見に行きましたけど、20キロワットしかないんです。それなのに32キロワットの契約をしておられる。あまりに過大な契約だと思うんですけども、それはもう少し下げられるような検討をされているのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず、繰越明許のところでございます。新庁舎建設事業と山吹ふれあいセンター建設事業のところの関係でございますが、9月議会で繰越しをさせていただいたものにつきましては、おっしゃっていただきましたように備品ですね、机であったり、引っ越しの移転の費用ということで繰越しをさせていただいたところでございます。

今回、繰越しをさせていただくこの2件につきましては、庁舎においてはサッシ等建具の資材の納入が、また新山吹ふれあいセンターにつきましては、サッシ等建具の資材に加え、キュービクルの納入が予定していたよりも不測の日数を要するという、さらに現在、狭い同一敷地内で五つの工事を発注しておりまして、工事全体としてできる限り早く完成できるよう、作業ヤードや資機材の搬入などを工程調整した結果、約2か月程度の工期の延長が必要と見込まれることから、年度をまたぐということで、今回、繰越措置をさせていただくものでございます。本体工事が若干繰り越すというふうなことになるということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 高齢者の移動支援の実証運行の補助でございますが、12月補正として上程しております35万円ですが、こちらにつきましては実証運行の準備として年度内に支出を要するものを計上しております。内訳といたしましては、保険代として15万円、事務費として20万円となっております。こちらの保険代につきましては、車両の任意保険代と利用者の乗降時の人身保険代を計上しております。事務費といたしましては、車両に許可番号などを掲示する必要がありますので、そのマグネットの作成費用でありましたり、乗車チケット、会員カード、アルコール検知器などの費用として計上しているものでございます。

債務負担行為として計上しております322万円につきましては、令和5年4月から実証運行を行うに当たりまして、社会福祉協議会がリース車両に係る契約などの経費を計上しております。内訳といたしましては、車両4台分の燃料代として20万円、運転協力員の経費として170万円、車両リース代として126万円、事務費として6万円を計上しているものでございます。

続きまして、有償運送の車両と運転員のことでございますが、実証運行の運転員と福祉有償運送の運転員は兼務をされないと聞いております。また、雇用形態の方は、実証運行の方は臨時職員と聞いております。車両につきましては、福祉有償運送で使う車両と実証運行で使う車両は別々のものとなっております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） まず1点目のまちづくり協議会の補助金についてでございますが、こちらは京都府の地域交響プロジェクト交付金、今年の9月22日に交付決定がございまして、また市町村の振興協会から10月18日に交付決定がございました。総事業費の3分の1、45万円を補正でお願いするものでございます。新しい事業といたしますか、次のステージに入るということで、今回は「椿坂～道の駅 いいであい 新しい価値創造プロジェクト」という事業で交付申請を行っておりまして、昨年までピザ窯を作ったりサンドブラストという工作機を入れてはいますが、それらを活用した事業ですね、サンドブラストではふるさと納税の返礼品にも、今現在で五つ、これか

ら七つ足しますので12個になっていたりしますし、それから、河津桜の補植等をまた行うということで、事業費をお願いしているところです。

もう1点につきましては、管理運営委託の件ということになると思うんですけども、まちづくり協議会の補助金とは別に、まちづくり協議会に管理運営委託をしている電気料金の件です。これにつきましては、交流棟と活動棟がございますが、通常の電圧の契約については電灯契約と動力契約の2種類がございます。交流棟は一般家庭と同じなんですけども、活動棟につきましては陶芸教室に使用する業務用の電気窯が設置されております。こちらについては基本料金がかなり高いということで説明もさせてもらっているところなんですけども、動力電気につきましては今後、電気使用量が多い分、ベースとなる基本料金が比較的高いということなんですけども、従量の電気料金はそれに比べて安くなっているということもございます。これについては関西電力とも十分協議はしてまして、現在のプランが一番安いというふうに聞いているところがございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回の椿坂の活動棟の電気料金の話は、今のプランが一番安いというのは、32キロワットで契約したらほかの契約よりも安いのかもしれませんが、32キロワットというのは、椿坂ができた当初にあった動力設備を全部足し算して32キロワットないと駄目だということだと思んですけど、実際、二つあった窯は一つしかないわけですよ。だから、今の窯の出力だけで契約し直すということはできると思います。そうでなかったら、いろんな工場でも動力契約をやってはいますが、中の備品っていういろいろ変わるわけでしょう。それに合わせた契約はできるはずで、動力じゃない別の従量料金と比べたら安いということかもしれないけど、動力料金というのはそこにあるモーターを使う機械設備に合わせた契約をしないといけないということが決まっているだけで、中のものが変わったら契約し直せると思いますので、それはもう1回検討をしてほしい。あまりにも高い。

今回、関電は7月に低圧契約も値上げをしていますけど、今回の関電の値上げは基本料は変わらないんです。使用料が1.5倍に単価が上がっている

んです。だから、来年またどういうふうな値上げになるか分かりませんが、本当に最低限の契約にしないとすごく無駄遣いになると思うので、それは要望しておきます。

次に、13ページの空き家再生事業の委託料というのは、どうして当初よりも増えるのか。

それから次に、先ほどの15ページの高齢者移動支援のことですけれども、今回やる交通空白地有償運送というのは、道路運送法の施行規則などを見ましたら、特に地域住民の人なら誰でも使える、観光客にもぜひ開放せよなんて国土交通省は言っていて、65歳の住民にしか使えませんか、町内だけしか駄目ですか、そういう制度設計にはそもそもなっていないと思うんです。運行区域は定めないとはいけません。でも、発地か着地かどっちかがその運送区域にあればいいということですから、それは福祉有償運送と同じ考えなので。今回、すごく法律で認められているよりも狭い運用になっていると思うんですよ。なぜ65歳以上しか使えないのか。町外に行くのに使えないのか。わざわざ名簿も要らないのに会員登録をしないとイケないのか。その辺、かなり厳しいローカルルールで縛っているように思うんですけど、せっかくやるんだったら多くの住民の人が使いやすいようなやり方で始めるべきだと思うので、社会福祉協議会の方にそういうアドバイスをしてもらいたいなと思うんですが、検討をされたのかお聞きします。

次に、16ページの子育て世帯の応援給付金ですけれども、先ほど説明があったんですが、12月1日が基準日ということは、12月2日以降に生まれた子は、これは対象にならないということなんですか。基準日とその対象になる子どもの誕生日というのは一緒なのか、お尋ねします。

それから、16ページの保育園運営費、委託料というのは派遣の保育士の費用だという説明が最初ありました。何人、何か月雇う費用がこの額なんですか。新年度は、保育園は派遣を使わなくても正規の職員で回せそうなのか。採用状況はどうなっているのでしょうか。

17ページ、出産・子育て相談・応援支援金というものはどういう制度で、対象はどんな人で、1人当たりというのか1件当たりの額はどうなっているのか、対象となる時期等があるのか、お尋ねをいたします。

18ページ、肥料の高騰対策の支援給付金。一般質問でもありましたけれども、農家というのが誰を指すのかですけど、肥料を買う人ならみんな対象

になって支援してもらえるのか。いわゆる30アールとか、販売50万円以上などの農家しか駄目なのか。それと、化学肥料低減を図る人のコスト低減という、そういう国の制度になっているから、有機肥料でないと対象にならないのか。一般の肥料は差し引いて有機肥料だけの分の先ほどの計算、7割補助の3割の2分の1ですか、ということになるのかお尋ねをいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 空き家の再生支援事業についてでございますけども、空き家バンク利用促進のために、空き家について家財道具の処分やクリーニングに係る経費について50万円を上限に補助を行っているものでございますが、今年度当初、250万円、5件分を計上したところですが、10月末現在で既に4件、161万8,100円の支出をしております、今後さらなる利用があった場合対応ができないおそれがあるためにお願ひするものでございます。

現在、入居者の募集中の物件が3件ございまして、既に利用の相談を1件受けているところで、残り2件分についても対応ができるように100万円をお願ひするものでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 交通空白地有償運送に関する運送の対象者等の限定でございますが、有償運送を実施する際には、有償運送運営協議会にて運送の必要性や運送の対価について合意を得る必要がございます。高齢者に関しての移動支援につきましては、必要という明確な地域課題に対しまして実施主体であります社会福祉協議会が区域を町内として、移動対象の方を高齢者として移動支援の実証運行を行うことについて、有償運送運営協議会において合意を得たものでございます。

また、先ほど申されました登録や名簿などの手続につきましては、こちらについても実施主体であります社会福祉協議会の方が検討されて、このような流れであることを決められたものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 井手町子育て世帯応援給付金の基準日以降の出生のお子様につきましても、令和5年3月31日までに生まれたお子様については対象としていく方向で考えております。

次に、保育園運営費の委託料の派遣の関係でございますが、こちらにつきましては令和4年度当初の予算で2人分の派遣の委託料を組んでおりましたが、3月の末に急遽、会計年度任用職員が退職されたために、その職員分についても派遣職員ということで対応してきたところでございます。この間につきましても、ホームページ及びハローワークで引き続き会計年度任用職員の募集は行っているところでありまして、来年度当初におきましても引き続き募集を行い、できるだけ派遣に頼らないような体制で執行していきたいと考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 17ページの出産・子育て相談・応援支援金についてでございますけれども、こちらの方は国の方で補正がつけました出産・子育て応援交付金というものを使って実施するというものでございまして、妊娠届出時から妊婦や低年齢期、ゼロ歳から2歳ぐらいの子育て家庭に寄り添って、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るというものでございまして、妊娠届出時に5万円、出生届出後、面談等を行いまして、子どもさん1人当たり5万円等を妊婦等に支給するというものでございます。

以上でございます。

9番（谷田みさお） いつ生まれた子どもまでですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 対象者ですけども、令和4年4月に生まれた子どもから対象になるということでございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの肥料価格高騰の対策の関係でございますが、対象の農家につきましては、国の制度が農作物の販売を行う農業者ということで、自家消費のために農作物を栽培する方は対象外となっております。

ますので、国の対象となる農業者に対しまして本町も上乘せして補助する予定でございます。

また、化学肥料低減というところで有機肥料じゃないと駄目なのかということですが、取組メニューというものが国の方でも指定がございまして、言われます有機質の肥料というものもあるんですけれども、それ以外でも化学肥料の低成分である肥料の利用であったり、土壌診断による施肥計画を立てていることということもありますので、一概に有機肥料じゃないと駄目ということではございません。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 先ほど質問もありました17ページの出産・子育て相談・応援支援金の件なんですけれども、説明では5万円、5万円、合計、出産された場合10万円ということですが、今、国の方でも出産一時金を引き上げようという議論もありまして、一部の報道では50万円ぐらいという話がありますが、本町としましても、もしこれになった場合は、その50万円にさらに10万円が応援金として出るというふうな理解でいいのかどうかというのが1点と、先ほど16ページの説明で聞いた分で、漏れていたらすいません、井手町の子育て世帯応援給付金につきましても、対象条件としましては、世帯について収入の要件や課税の要件のその辺というのはないのかどうか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） ただいまのご質問の中で、一時金の引上げと今回の応援給付金の関係でございますけれども、あくまで別個の制度でございまして、一時金は出産に係る経済的な負担への医療保険者からの支援であり、また今回の新たな5万円、5万円の給付につきましては、相談等の支援をより効果的に実施するための伴走型相談支援等のための経費として支給するものでございますので、一時金の引上げとこの制度とは関係なく実施していきたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 井手町子育て世帯応援給付金の制限等についてでございますが、こちらの制度につきましては、所得制限等の制限は設けておりません。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 17ページの今説明があった出産・子育て相談・応援支援金ですが、4月1日に遡って今年生まれた子どもに、今年度妊娠届を出された人、今年度出産された人というのに支給するということですか。いつまでこれは対象ですか。

本町は独自に出産応援給付金というのを、1人子どもがお生まれになったら10万円というのをやっていますよね。それはもちろん、これも別の制度ですから何ら制限は受けないですよね。いつまでのことなのか、年度内なのか、どうなのでしょう。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) この制度につきましては、国の全国共通の制度の下に、井手町としてその交付を受けて実施するものでございまして、一応、今現在、国の方から、引き続き継続的に実施をする事業というふうに現時点では説明を受けているところでございます。今後、国の来年度以降の対応を見て、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第51号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第4回)

を採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時40分から再開します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時39分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほど答弁漏れがありましたので、お願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどの1の5、高校卒業程度の月額給料表に対する時間単価の換算ですけれども、時間単価につきましては920円となります。その計算方法としましては、月額に12か月、1年間ですね、それを分子としまして、分母が1週間の勤務時間38時間45分、38.75掛ける52週、1年間の週ですね、それが分母となります。920円という単価になります。

以上でございます。

議長(西島寛道) 日程第7、議案第52号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第52号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,124万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,211万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和3年度の国民健康保険特別会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもの及び補助金等の返還金に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出予算補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額3,124万8,000円、計3,124万9,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億5,086万7,000円、補正額3,124万8,000円、計9億8,211万5,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費、補正前の額673万3,000円、補正額3,100万円、計3,773万3,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の3,100万円であります。

7款諸支出金、補正前の額172万3,000円、補正額24万8,000円、計197万1,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の24万8,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億5,086万7,000円、補正額3,124万8,000円、計9億8,211万5,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の3,124万8,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　6ページの積立金ですけれども、昨年度もずっと赤字会計だったのが黒字になって、積立てを1,900万円ですか、行った。今回また3,100万円積み立てるということで、一切取崩しをしていないんだったら、合わせたら5,000万円の積立金があるということになりますが、現在の積立額は5,000万円ですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 現在の積立金は、昨年度1,900万円と今回3,100万円、5,000万円でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第52号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長(西島寛道) 次に、日程第8、議案第53号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第53号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和4年度井手町水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和4年度井手町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目、支出の第1款水道事業費用、既決予定額1億3,181万5,000円、補正予定額550万円、合計1億3,731万5,000円。第1項営業費用、既決予定額1億2,681万2,000円、補正予定額550

万円、合計1億3,231万2,000円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

7ページの施設電力料金についてですが、今回その補正ですけど、当初はどのくらい見込んでいたのか。

施設というのはどこの施設なのか。幾つかの施設を合わせた分なのか。

そういう水道の施設の電気料金の契約というのは家庭用とは違うと思うんですけど、先ほどの椿坂の活動棟みたいな低圧で契約をしているなど、何か特殊な契約になっているのか、分かったらお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問でございますけども、今回の施設電力料金につきましては、当初予算で1,200万円を予定しておりました。今回550万円の補正でございます。

続きまして、この施設につきましては、第一水源地と第二水源地の電気料金でございます。

続きまして、電気料金の契約につきましては、どちらとも高圧電力による契約を締結しているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第53号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第2

回)を採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第54号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第54号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

1ページをお開き願います。第1表繰越明許費であります。

1款業務費、1項業務管理費、事業名、多賀地区簡易水道事業計画変更業務、金額700万円。

2款事業費、1項建設事業費、事業名、配水管整備事業、金額2,600万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 1ページ、二つの繰越しですけれども、これは二つとも山城多賀駅前の商業施設ができることに関わっての事業計画と配水管整備ということでしょうか。

どうして繰り越すような事情になったのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) ただいまのご質問でございますけども、今回繰越明許費で上げさせていただきました二つの事業につきましては、山城多賀駅前の商業施設に関連する事業でございます。

続きまして、繰越しの理由でございますけども、一つ目の多賀地区簡易水道事業計画変更業務につきましては、関係機関との調整に時間を要する見込みでありますことから、翌年度へ繰り越し願いたく補正予算を計上させていただいたところでございます。

次の配水管整備事業につきましても、新たに配水管を布設する箇所におきまして、他の工事との調整に時間を要する見込みであることから、翌年度へ繰り越し願いたく補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第55号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第55号、令和4年度井手町公共下水道

事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の補正の規定であります。繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

1ページをお開き願います。第1表繰越明許費補正であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、改築更新事業、金額2,400万円です。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 下水道の方は改築更新事業となっているので、新たに管を入れるなどそういう工事じゃないんだろと思いますが、どういう場所の工事で、なぜ繰り越さないといけないのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問でございますけども、今回、繰越明許費と上げさせていただきました改築更新事業につきましては、マンホール蓋の取替え更新事業とマンホールポンプ場の改築更新事業でございます。

繰り越す理由といたしましては、関係機関との調整に時間を要していることや更新する機器の価格調査に時間を要していることから、翌年度へ繰り越し願いたく補正予算を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 予定していた資材等が入らないということですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） 更新する機器の中で、1資材単価が100万円以上の資材につきましては特別単価調査を実施する必要がございます、その調査に時間を要しているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第56号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第56号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の多賀財産区特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ669万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、当初予定していた多賀墓地の5区画の整備に伴う基礎及び据付け工事に変更が生じたため、増額を行うものでございます。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。4款繰入金、補正前の額524万4,000円、補正額80万円、計604万4,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額589万4,000円、補正額80万円、計669万4,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款衛生費、補正前の額330万8,000円、補正額80万円、計410万8,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の80万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額589万4,000円、補正額80万円、計669万4,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の80万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　墓地を5区画増設するその区画は変わらず、費用が当初思っていた額よりも上がったということでしょうか。何が上がったんでしょう。材料ですか。工賃など、そういうものですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的な内容につきましては、今回工事において墓地の区画整備を行う際、石と石を固定する金具や掘削、埋め戻し、運搬等の地盤整備に要する費用が発生し、不足が見込まれることから、補正を行うものでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第56号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

多賀財産区管理会条例第3条の規定により、下記の者を井手町多賀財産区管理委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、菱本忠雄氏、満73歳。京都府綴喜郡井手町、高田 勇氏、満73歳。京都府綴喜郡井手町、岩城隆史氏、満64歳。京都府綴喜郡井手町、高田重晴氏、満72歳。京都府綴喜郡井手町、窪田 昇氏、満71歳。京都府綴喜郡井手町、八木富士雄氏、満67歳。裏面をご覧ください。京都府綴喜郡井手町、平間政一氏、満66歳。

なお、任期は4年であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求

める件を採決します。

議案第57号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、今回は12月16日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時01分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 鎌 田 隆 宏

署名議員 脇 本 尚 憲